

独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更（案） について

1. 経緯

平成20年度第2次補正予算で運営費交付金として独立行政法人国民生活センターに措置された約89.7億円のうち、平成24年度末までの事業執行見込額を除いた約58.4億円について、平成23年度末までに前倒して国庫返納することに伴い、中期計画を変更するもの。

【参考1】平成21～24年度における事業別の積算内訳（平成23、24年度については計画ベース）

H21	H22	H23	H24
2.3億円	4.2億円	10.8億円	14.0億円

$$89.7 \text{ 億円} - (2.3 \text{ 億円} + 4.2 \text{ 億円} + 10.8 \text{ 億円} + 14.0 \text{ 億円}) = 58.4 \text{ 億円}$$

【参考2】各ワーキンググループ（WG）における検討状況の中間報告
（平成23年10月14日 行政刷新会議第3回独立行政法人改革に関する分科会）（抄）

○国民生活センター

- ・ 消費者庁と国民生活センターとの間で平成25年度の一元化を目指すとの結論を得ていることと、それを踏まえ、一元化に係る試行や第三者を含めた検証を行った上で、政務レベルでの判断を行っていくとの方向性を確認。あわせて、試行及び検証を早急に実施し、上記の判断を政府全体の独法改革のスケジュールに合わせて行うことを確認。
- ・ 一元化した場合、消費者行政が効率化・強化される姿となることを確認。
- ・ 平成20年度第2次補正予算に由来して法人に積まれている約80億円について、平成24年度末までの必要見込み額を除き基本的に国庫に返納する方針を確認。さらに24年度末に残高があれば、その時点で国庫に返納することを確認。

2. 中期計画の変更箇所

- (1) 不要財産の処分に関する計画（新規追加）
- (2) 別紙1 中期計画予算
- (3) 別紙2 収支計画
- (3) 別紙3 資金計画

※ 具体的な変更箇所については、別添「独立行政法人国民生活センター中期計画の一部改正新旧対照表（案）」を参照。